

厚生労働大臣の定める対象病院についての掲示

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる『D P C 対象病院』となっております。

令和7年1月1日現在

※ 医療機関別係数 1. 5 2 7 5

基礎係数 1.0451

救急補正係数 0.0207

機能評価係数Ⅰ 0.3895

機能評価係数Ⅱ 0.0722

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術

期間 令和6年1月から令和6年12月

1. 区分1に分類される手術

区分	名称	手術件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	2
エ	肺悪性腫瘍手術等	75
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

2. 区分2に分類される手術

区分	名称	手術件数
ア	靱帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	2
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	19
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	5

3. 区分3に分類される手術

区分	名称	手術件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種腎移植術等	0

4. 区分4に分類される手術件数

区分	名称	手術件数
	胸腔鏡下または腹腔鏡下を用いた手術	527

5. その他の区分に分類される手術

区分	名称	手術件数
4	人工関節置換術	121
6	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（電池交換含む）	42
7	冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	0
	経皮的冠動脈形成術、	11
8	経皮的冠動脈粥腫切除術及び	0
	経皮的冠動脈ステント留置術	29